

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成21年12月22日提出
【計算期間】	第7期 (自平成21年3月24日 至 平成21年9月24日)
【ファンド名】	為替参照ファンド2006-03
【発行者名】	フォルティス・アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山本 平
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目9番2号
【事務連絡者氏名】	彦由 康男
【連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目9番2号
【電話番号】	03-5635-1605
【縦覧に供する場所】	該当事項ありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

資産のほぼ100%をS G A債に投資し、分配金収益を追求しつつ、参照為替レートが一定水準まで円高にならない場合の元本の確保を目指します。また、一定水準まで円安になった場合の早期償還を目指します。

ファンドの基本的性格

当ファンドは、単位型投信 / 海外 / その他資産（通貨） / 特殊型（条件付運用型）に属するもので主としてSGのグループ会社が発行する社債「SGA債」を主要投資対象とし、組入れ比率を高位に保ちます。

下記は、社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しております。当ファンドが該当する商品分類及び属性区分に網掛けで表示しております。

<商品分類表>

単位型/追加型 (1)	投資対象地域 (2)	投資対象資産 (収益の源泉) (3)	補足分類 (4)
単位型 追加型	国 内 海 外 内 外	株 式 債 券 不動産投信 その他資産 (通貨) 資産複合	インデックス型 特殊型 (条件付運用型)

- (1) 単位型投信とは、当初募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
- (2) 投資対象地域による区分で海外とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- (3) 投資対象資産による区分でその他資産とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券、不動産投信（リート）以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。当ファンドでは、米ドル/円為替レートに連動したSGA債（債券）を実質主要投資対象とします。
- (4) 補足分類で特殊型とは、目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

<属性区分表>

投資対象資産 (5)	決算頻度	投資対象地域 (6)	為替ヘッジ	特殊型 (7)
株式 一般/大型株/中小型株 債券 一般/公債/社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 資産複合 資産配分固定型/資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	あり なし	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ショート型/ 絶対収益追求型 その他

- (5) 投資対象資産による区分で債券（その他債券）とは、目論見書又は投資信託約款において、国債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。当ファンドは米ドル/円為替レートに連動したS G A債（債券）を実質主要投資対象とします。
- (6) 投資対象地域の北米とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- (7) 特殊型区分で条件付運用型とは、目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊

な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。

商品分類・属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会の下記のインターネットホームページをご参照下さい。

<http://www.toushin.or.jp/>

信託金の限度額

信託金額の限度額は150億円です。

ファンドの特色

毎年の分配金と値上り益を追求します。

一定条件内は 元本確保

米ドル／円の為替レートが設定時の水準より、27円以上円高にならない限り、元本が早期又は満期償還されます。
その他の場合、米ドル／円為替レートに連動します

年2回の決算日に 分配金を支払

1年目※600円、2年目150円、3年目100円、4年目以降50円の分配金が、1万口当たり支払われる予定です。

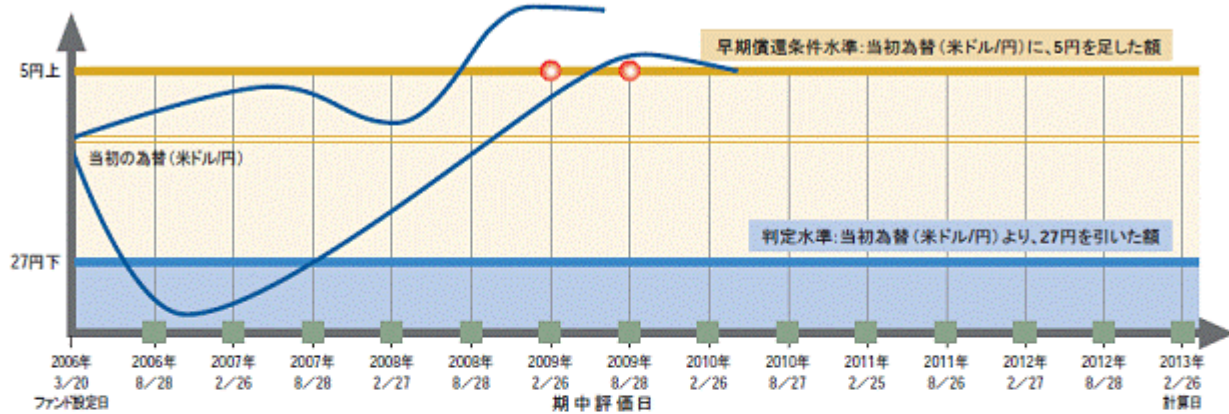
5円の円安で 早期償還

1年目経過以降、年2回の所定の評価日における米ドル／円の為替レートが設定時の水準より5円以上の円安の場合には、早期償還されます。

※分配金額は、課税前の金額です。また、表示している金額は、年2回決算により支払う予定額の合計です。

早期償還（元本確保）

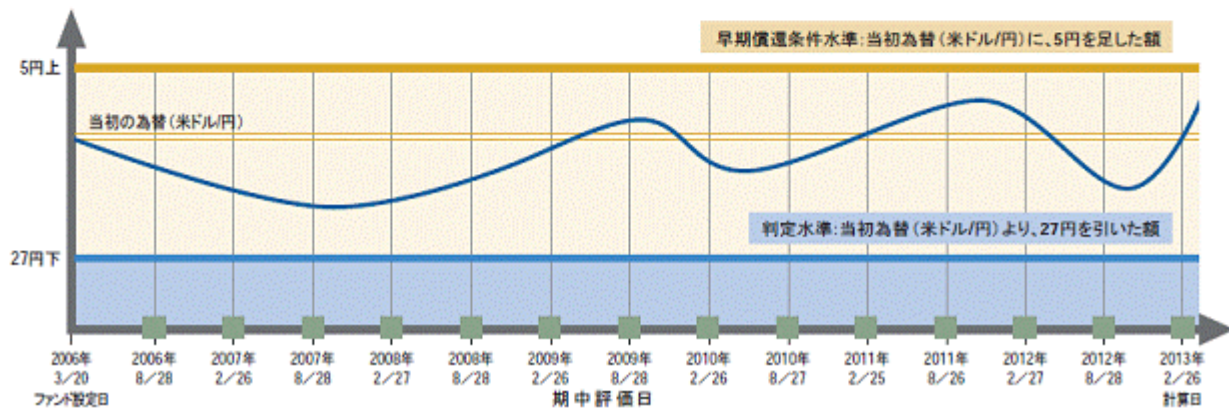
それまでの期中評価日で、判定水準以上の円高かどうかにかかわらず、期中評価日に早期償還条件水準以上の円安になった場合、償還されます。



満期償還（投資元本を下回る場合があります。）

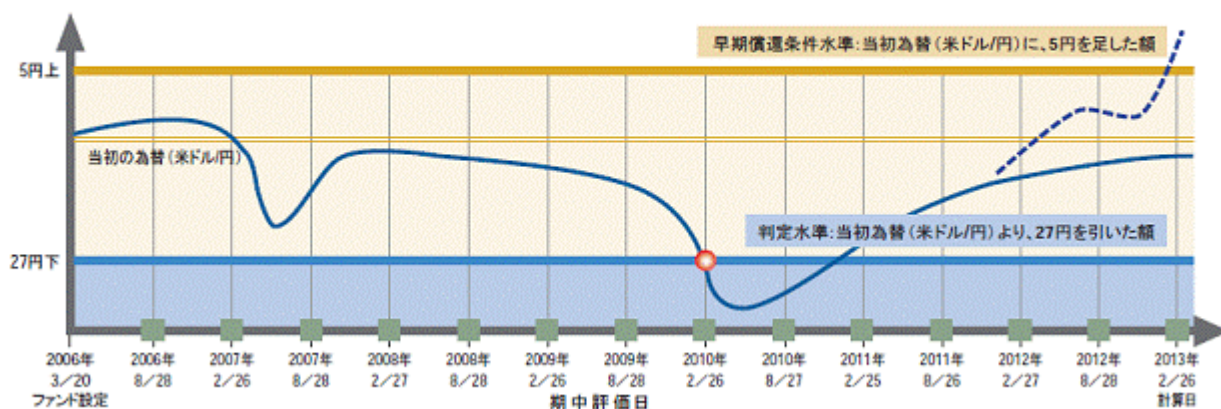
ケース
1

元本が確保される場合：期中評価日に判定水準以上の円高にならなかった場合。
(いずれの期中評価日においても、参照為替が早期償還条件水準と判定水準の間にあった場合。)



ケース
2

元本が確保されない場合：期中評価日に判定水準以上の円高になった場合。
(いずれかの期中評価日において、参照為替が判定水準以上の円高になり、その後のいずれの期中評価日において、早期償還条件水準以上の円安とならなかった場合。)



1 条件付元本確保

満期償還：以下の条件に従って償還されます。

(1) 早期償還されなかった場合で、いずれの期中評価日においても、参照為替レートが一度も判定水準以下（「当初為替 - 27円」と同水準またはそれより円高）をつけなかった場合

1 券面額 × 100%

(2) 早期償還されなかった場合で、いずれかの期中評価日において、参照為替レートが一度も判定水準以下（「当初為替 - 27円」と同水準またはそれより円高）をつけた場合

1 券面額 × 100% × 計算日為替 ÷ 当初為替

早期償還条項：期中評価日（但し、第1回目と最終の評価日は除く）の参照為替レートが早期償還条件水準以上（「当初為替 + 5円」と同水準またはそれより円安）になった場合は以下の条件に従って、早期償還されます。

1 券面額 × 100%

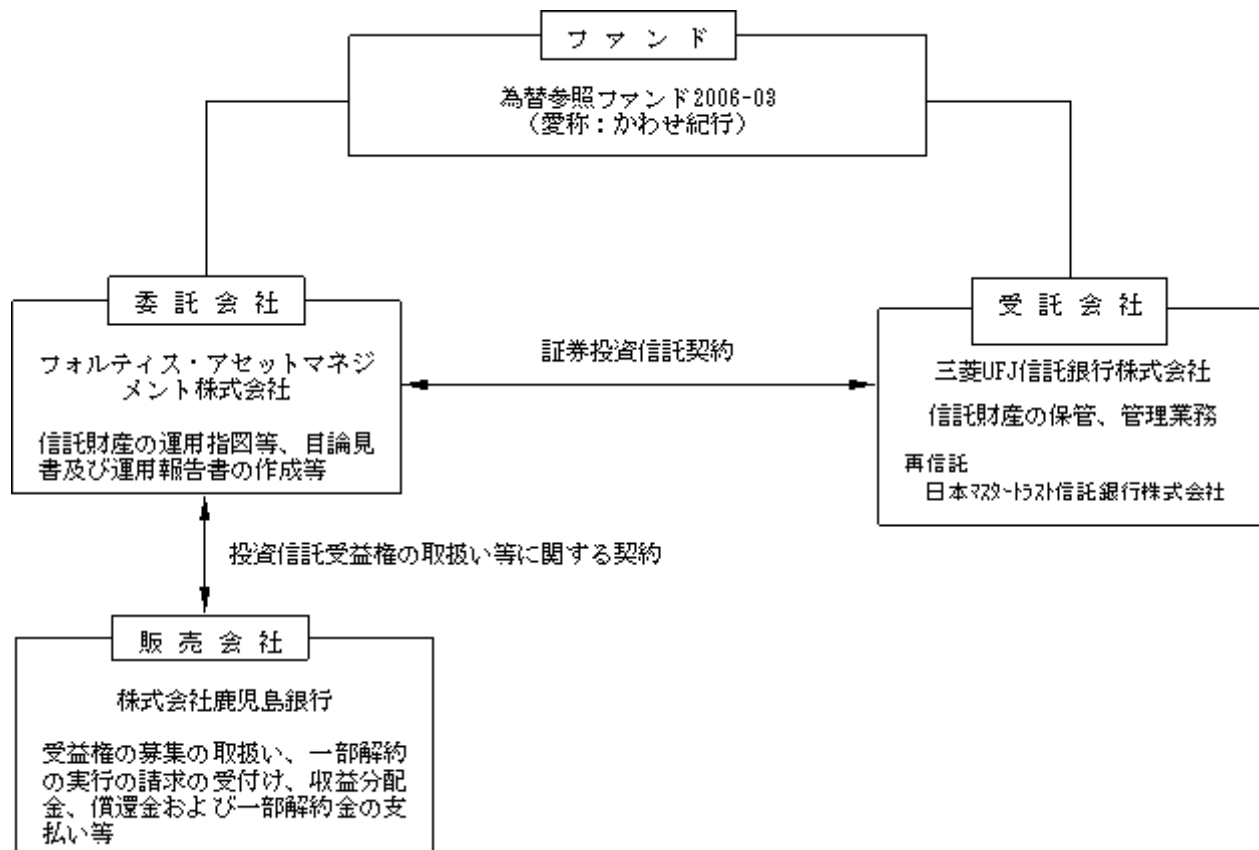
2 年2回の決算日に一定の分配金の支払い

償還まで年2回の毎決算日に、1年目600円、2年目150円、3年目100円、4年目以降50円の分配金が、1万口当たり支払われる予定です。（分配金額は、課税前の金額です。また、表示している金額は、年2回決算により支払い予定額の合計です）

決算日は毎年3月20日と9月20日です（休業日の場合は翌営業日）。

(2) 【ファンドの仕組み】

a ファンドの関係法人



証券投資信託契約

委託会社と受託会社との間では、証券投資信託契約を締結しております。内容は、当該証券信託の設定から償還にいたるまでの運営に関する取り決め事項に関する契約となっております。

投資信託受益権の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社との間では、受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、分配金、償還金および一部解約金の支払等に関する契約を締結しております。

b 委託会社等の概況

本書提出日現在の資本金の額 4億円

沿革

平成 4年 1月 コメルツ・インターナショナル投資顧問株式会社設立
 平成 4年 4月 証券投資顧問業の登録
 平成 6年 5月 投資一任契約に係る業務の認可
 平成 9年11月 コメルツ投信投資顧問株式会社に商号変更
 平成 9年12月 証券投資信託委託業の免許（平成10年 法改正により認可）取得
 平成19年11月 フォルティス・アセットマネジメント株式会社に商号変更
 平成20年10月 フォルティス・インベストメンツ・ジャパン株式会社と合併

大株主の状況

（本書提出日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
FortisInvestment Management SA フォルティス・インベストメント・マネジメント・エスエー	Avenue de l'Astronomie14, 1210 Brussels, Belgium ベルギー王国1210ブリュッセル、アストロノミー通り14	8,000株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

ファンドは、原則として、SGA ソシエテ ジェネラル アクセプタンス N.V. が発行する社債、「SGA 債」を主要投資対象とし、組み入れ比率を高位に保ちます。



SGA 債

発行体:SGA ソシエテ ジェネラル アクセプタンス N.V.(SGA Société Générale Acceptance N.V.)

●ソシエテ ジェネラルの100%子会社です。ソシエテ ジェネラルがその債務履行を保証します。

債券の種類:ユーロ円建て・利付債券満期 約7年

- 「SGA 債」は、ユーロ・メディアム・ターム・ノート・プログラムにもとづき発行される社債です。
- 「SGA 債」の利息収入は、信託報酬等を差引いた後、ファンドの分配金に充てられます。

債券の性格

【早期償還される場合】

●期中評価日の参照為替レートが早期償還条件水準以上（「当初為替+5円」と同水準またはそれより円安）になった場合、（それ以前の期中評価日において参照為替レートが判定水準以上の円高になっていたかいないかを問わず）、元本100%を確保して早期償還されます。

【満期償還される場合】

- 早期償還されなかった場合で、期中評価日の参照為替レートが、一度も判定水準以下（「当初為替-27円」と同水準またはそれより円高）にならなかった場合、元本100%を確保して満期償還されます。
- 早期償還されなかった場合で、期中評価日の参照為替レートが、一度も判定水準以下（「当初為替-27円」と同水準またはそれより円高）になった場合、米ドル/円為替レートに連動した償還（元本100%×計算日為替÷当初為替）となります。

※この場合、償還額は投資元本を下回る場合があります。

※計算日為替:計算日(2013年2月26日)の東京時間午後3時における米ドル/円為替レート(ロイターページJPNUミッドレート参照)

SGA債の概要

この投資信託の主要投資対象であるSGA債とは、本約款において以下の概要に基づくものと定義します。

形態：ユーロ・メディアム・ターム・ノート（ユーロ円建利付社債）

発行日：2006年3月30日

償還日：2013年3月14日

利払日：年2回（原則、3月と9月の各14日）

参照為替レート：期中評価日の東京時間午後3時における米ドル/円為替レート
（ロイターページJPNUミッドレート参照）

早期償還条件水準：当初為替 + 5円

判定水準：当初為替 - 27円

計算日：2013年2月26日

計算日為替：計算日の東京時間午後3時における米ドル/円為替レート
（ロイターページJPNUミッドレート参照）

期中評価日

2010年2月26日	2012年2月27日
2010年8月27日	2012年8月28日
2011年2月25日	2013年2月26日*
2011年8月26日	

但し、* を付した日は、早期償還の判定は行われず、判定水準以下の円高となったかどうかの判定のみが行われます。

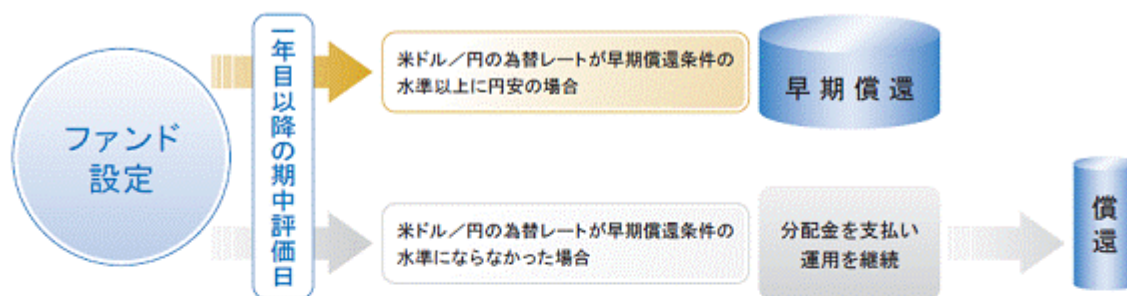
満期償還 : 以下の条件に従って償還されます。

- (1) 早期償還されなかった場合で、いずれの期中評価日においても、参照為替レートが一度も判定水準以下(「当初為替 - 27円」と同水準またはそれより円高)をつけなかった場合
1 券面額 × 100%
- (2) 早期償還されなかった場合で、いずれかの期中評価日において、参照為替レートが一度でも判定水準以下(「当初為替 - 27円」と同水準またはそれより円高)をつけた場合
1 券面額 × 100% × 計算日為替 ÷ 当初為替

早期償還条項 : 期中評価日(但し、第1回目と最終の評価日は除く)の参照為替レートが早期償還条件水準以上(「当初為替 + 5円」と同水準またはそれより円安)になった場合は以下の条件に従って、早期償還されます。

1 券面額 × 100%

ファンド全体のイメージ



ファンドの期間と分配金の仕組み

- 早期償還の判定は、評価日の米ドル/円の為替レートの水準によります。
（初回の期中評価日と最終評価日は判定水準以上の円高かどうかの判定のみをしますので、当初1年間は早期償還されません。）
- 年2回の決算日に分配金が支払われる予定です。

ファンド設定日	1年		2年		3年		4年		5年		6年		7年		満期償還
2006年 3/20	300円	300円	75円	75円	50円	50円	25円	25円	25円	25円	25円	25円	25円	25円	2013年 3/21
	2006年 9/20	2007年 3/20	2007年 9/20	2008年 3/21	2008年 9/22	2009年 3/23	2009年 9/22	2010年 3/23	2010年 9/21	2011年 3/22	2011年 9/20	2012年 3/21	2012年 9/20		

分配金額は、為替や金利の変動によって変わることはありません。
 分配金額は、1万円当りの金額です。（基準価額や投資金額に対する額ではありません。）
 分配金額は、税引き前を表示しております。預金ではありませんので、投資信託の税制が適用になります。
 決算日は、日本の休業日の場合、翌営業日となります。また、休日の変更等により変更となる場合があります。

（２）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産は、次に掲げるものとします。

（１）次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- イ．有価証券
- ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第２０項に規定するものをいいます。）
- ハ．金銭債権（イ、ニに掲げるものに該当するものを除く。以下同じ。）
- ニ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第１５号に掲げるものを除く。）

（２）次に掲げる特定資産以外資産

- イ．為替手形
- ロ．抵当証券
- ハ．外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引に係る権利

投資対象とする有価証券

主として「ＳＧＡ債」に投資するほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

- (a) 株券または新株引受権証券
- (b) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- (c) 外国または外国の者の発行する証券または証券で、前各号の証券の性質を有するもの
- (d) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- (a) 預金
- (b) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- (c) コール・ローン
- (d) 手形割引市場において売買される手形

前記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を(a)から(d)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託会社は、取得時において信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(3) 【運用体制】

当ファンドの委託会社であるフォルティス・アセットマネジメント株式会社はS G A債を主要投資対象とし、組み入れ比率を高位に保ちます。

(4) 【分配方針】

信託財産から生じる利益（以下、収益といいます。）は、原則として決算日ごとに以下の方針に基づき分配されます。

収益分配方針

各計算期間末における収益の分配は、次の方法により行います。

- (a) 分配金額は、委託会社が、設定当初に定める目標分配額を参考に、基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- (b) 留保金の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益の分配方式

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- (a) 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費・信託報酬これらに係る消費税等を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- (b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費・信託報酬これらに係る消費税等を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

収益分配金の交付

毎計算期間終了日後1か月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目）までに収益分配金を支払います。支払いは、委託会社の指定する販売会社の営業所等において行います。受益者が、支払開始日から5年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

- (注) 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に、原則として決算日から起算して5

営業日目までにお支払いします。

（５）【投資制限】

S G A債以外への投資は、約款第17条の範囲で行います。

外貨建資産（外貨建資産を組入れ可能な投資信託証券およびユーロ円建ての有価証券を除きます。）への直接投資は行いません。

同一銘柄の債券へ純資産額の50%を超えて投資することができます。

資金の借入れについては、約款第29条の範囲で行います。

３【投資リスク】

当ファンドは値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、ファンドは、金融機関の預金と異なり途中解約時の元金が保証されているものではありません。またファンドは、預金保険の対象ではなく、信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

当ファンドの主なリスクは次の通りです。

（１）倒産リスク

ソシエテ ジェネラルは、当ファンドが投資するS G A債の債務履行を保証します。したがって、当ファンドはソシエテ ジェネラルの信用リスクに晒されており、ソシエテ ジェネラルが倒産し、当ファンドの償還時における基準価額が当初元本を下回っている場合、当ファンドの元本は確保されません。また、SGA債の発行会社であるソシエテ ジェネラル アクセプトランスの倒産リスクに晒されております。

（２）金利変動リスク

当ファンドはS G A債に投資することから、金利変動リスクに晒されています。また、当ファンドの償還日における債券価額は、これに関し支払われるべき手数料および費用を理由とする希薄化の影響を受けます。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

<その他の留意事項>

解約申込みに伴うファンドの資金流出に伴った基準価額変動のリスク

解約資金を手当てするために、保有有価証券等を売却した場合に取引執行コスト等がかかり、ファンドの基準価額の下落の要因が発生します。また売却の際の市場動向や取引量の状況等によっては基準価額が大きく変動する可能性があります。

システムリスク・市場リスクなどに関する留意点

証券市場は、国際的な経済事情の急変または予測が不可能な天災地変、経済事情の変化、テロ行為等、コンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により市場の閉鎖や急激な市況変動が起こることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。また、一時的に取得・換金ができなくなることもあります。

<投資リスクに対する管理体制>

委託会社であるフォルティス・アセットマネジメント株式会社では、業務部門によって日々のトレード、約定、決済など、事務面での監視を実施しております。また同時に、コンプライアンス・オフィサーによる法令・諸規則、および運用ガイドライン、信託約款などの遵守についてのモニタリングが実施されています。なお、委託会社ではパフォーマンス評価委員会、リスク管理委員会により定期的チェックを行い、更なるリスクの監視に努めています。

尚、委員会および管理体制は変更される場合があります。

パフォーマンス評価委員会

構成メンバー	運用部門、コンプライアンス・オフィサー、営業部門の代表者、業務部門の代表者
所管業務	運用ファンドに対する運用成績の評価と問題点の把握、市場リスク、信用リスク、流動性リスクの検証

権限 / 責任範囲	運用成績改善要請、所管部門に対する問題点の是正勧告
-----------	---------------------------

リスク管理委員会

構成メンバー	業務部門の代表者、コンプライアンス・オフィサー、営業部門の代表者、運用部門の代表者
所管業務	バック・オフィスに係わるリスクの検証
権限 / 責任範囲	バック・オフィスに係わるリスクの提言

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込み手数料は、基準価額に3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定めた料率を乗じて得た金額（1口当たり）としました。

(2)【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

信託期間を通じて、信託財産の残存元本総額に対し年10,000分の55の率を乗じて得た金額が信託報酬として毎日計算され、信託財産の費用として計上されます。

信託報酬の配分は、委託会社が年率0.20%、販売会社が年率0.30%、受託会社が年率0.05%になります。信託報酬にはそれぞれ消費税等相当額が加算されます。

信託報酬の支払いは、毎計算期末ならびに信託の終了のときに、信託財産中から支弁します。また、信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から收受した後、取扱残高に応じて支払います。

(4)【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用、受益証券作成に関する費用等を含みます。）、法定書類費用など信託設定に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

委託会社は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払を信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合委託会社は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けの際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受けの代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。

上記において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期間中に、あらかじめ委託会社が定めた範囲内にかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

前項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は、約款第32条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の残存元本総額に応じて計算し、毎計算期末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。

上記費用につきましては、その時々取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求の都度、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなります。従って予めその金額、上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。

上記(1)～(4)に係る手数料等の合計額、上限額、計算方法等は保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的な金額を認識するものがあったりすることから、予め具体的に記載することはできません。

(5) 【課税上の取扱い】

一部解約時および償還時の元本超過額が課税対象となります。

個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金ならびに一部解約時および償還時の元本超過額については、2011年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、また2012年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度（源泉徴収のみで納税が完了する仕組み）が適用されます。

確定申告により総合課税の選択も可能です。また、公募株式投資信託の償還時および一部解約時の損失と、株式等譲渡益との通算が可能となります。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金ならびに一部解約時および償還時の元本超過額については、2011年12月31日までは7%（所得税7%）、また2012年1月1日以降は15%（所得税15%）の税率による源泉徴収が行われ、法人の受取額となります。

税法が改正された場合等には、上記「(5) 課税上の取扱い」の他、本書における税制等に関する記載内容が変更されることがあります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成21年11月末日現在

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
社債券	オランダ	81,503,136	99.54
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		380,193	0.46
合計（純資産総額）		81,883,329	100.00

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

（注2）投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

A 評価額上位30銘柄

平成21年11月末日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	額面 （千円）	簿価単価 簿価金額 （円）	時価単価 評価金額 （円）	投資 比率 （％）
1	オランダ	社債券	S G A債 2013/03/14	118,740	0.9990 118,621,260	0.6864 81,503,136	99.54

B 種類別の投資比率

平成21年11月末日現在

種類	国内/外国	投資比率（％）
社債券	外国	99.54

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他の投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成20年11月末日から平成21年11月末日における各月末日ならびに各計算期間末日の純資産の推移は以下のとおりです。

年 月 日		純資産総額（百万円）		基準価額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期	（平成18年9月20日）	119	122	9,557	9,857
第2期	（平成19年3月20日）	112	116	9,011	9,311
第3期	（平成19年9月20日）	105	106	8,657	8,732
第4期	（平成20年3月21日）	95	96	7,885	7,960
第5期	（平成20年9月22日）	99	100	8,322	8,372
第6期	（平成21年3月23日）	90	91	7,636	7,686
第7期	（平成21年9月24日）	85	85	7,215	7,240
	平成20年11月末日	90	-	7,543	-
	平成20年12月末日	89	-	7,433	-
	平成21年1月末日	86	-	7,207	-
	平成21年2月末日	89	-	7,525	-
	平成21年3月末日	92	-	7,821	-
	平成21年4月末日	91	-	7,730	-
	平成21年5月末日	89	-	7,498	-
	平成21年6月末日	89	-	7,495	-
	平成21年7月末日	88	-	7,461	-
	平成21年8月末日	88	-	7,430	-
	平成21年9月末日	84	-	7,094	-
	平成21年10月末日	85	-	7,194	-
	平成21年11月末日	81	-	6,896	-

（注）上記の基準価額は、1万口当たりの純資産額です。

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金（円）
第1期計算期末	300
第2期計算期末	300
第3期計算期末	75
第4期計算期末	75
第5期計算期末	50
第6期計算期末	50
第7期計算期末	25

【収益率の推移】

		収益率(%)
第1期	(平成18年9月20日)	1.4
第2期	(平成19年3月20日)	2.6
第3期	(平成19年9月20日)	3.1
第4期	(平成20年3月21日)	8.1
第5期	(平成20年9月22日)	6.2
第6期	(平成21年3月23日)	7.6
第7期	(平成21年9月24日)	5.2

(注)各計算期間の収益率とは、計算期間末日の分配付基準価額から前期末日分配落基準価額を控除した額を前期末日分配落基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成18年1月20日 関東財務局長に対して有価証券届出書提出

平成18年3月20日 ファンドの信託契約締結、ファンドの運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

- A 販売会社は、募集期間中（平成18年2月6日から平成18年3月17日まで）の販売会社の各営業日において、「第一部証券情報」に記載されている内容に従って受益権の募集の取扱いを行いました。取得申込は、委託会社が指定する申込取扱場所において、販売会社が指定する申込単位、及び申込方法によって行われました。
- B 受益権の価額は、1万口あたり1万円とし、受益権の申込単位は10万口以上1万口単位としました。

2【換金（解約）手続等】

受益者（委託会社の指定する販売会社および登録金融機関を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1万口単位、もしくは委託会社の指定する販売会社および登録金融機関が個別に定める口数または申込単位をもって原則毎月10日に、一部解約の実行を請求することができます。ただし、平成19年3月11日以前および平成25年2月11日以後は一部解約の実行の請求を受け付けられないものとします。また、一部解約の実行を請求する日が、日本の休業日、ニューヨークの銀行休業日の場合は、翌営業日に受付を行います。

受益者が、上記 項の一部解約の実行の請求をするときは、委託会社または委託会社の指定する販売会社および登録金融機関に対し振替受益権をもって行うものとします。

委託会社は、上記 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。前項の一部解約の価額は、一部解約の請求の受付日の属する月の20日（日本の休業日、ニューヨークの銀行休業日の場合は翌営業日）の基準価額とします。

委託会社は、S G A 債の時価評価ができない場合、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断で一部解約の実行を中止することができます。これにより一部解約の実行が中止された場合には、受益者は当該一部解約の実行の中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該一部解約の実行の受付の中止を解除した後の最初の月の10日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして上記 項の規定に準じて算出した価額とします。

いずれかの解約日において、すべての解約の請求が合計で、その解約日における受益権の総口数の10%を超える場合、委託会社の裁量で、全部もしくは一部の解約を中止することができます。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

A 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以

下同じ。)の円換算については、原則として、日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

B 基準価額の算出頻度と照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および委託会社が指定する販売会社で入手できます。

(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

当ファンドの信託期間は2006年3月20日から2013年3月21日までです。

(4) 【計算期間】

この信託の計算期間は、毎年3月21日から9月20日および9月21日から翌年3月20日までとすることを原則とします。ただし、第1期の計算期間は平成18年3月20日から平成18年9月20日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、約款第4条に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

A 償還金

償還金は、信託終了日から後1カ月以内の委託会社の指定する日から受益権と引き換えに販売会社でお支払いします。償還金の価額は、S G A債の償還価額の条件を参照して2013年3月21日に計算される基準価額とします。償還金手取額は、2013年3月21日の基準価額に口数を乗じた金額から所得税および地方税(基準価額が元本額を上回った場合その超過額の20%)を差し引いた金額となります。

B 信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約にかかる、知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、上記 項の信託約款の変更をしません。

委託会社は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、 項から 項の規定にしたがいます。

C 販売会社との契約の更改等に関する手続

販売会社との販売契約において、当該契約書において定められた事項に変更の必要があると認められた場合、疑義を生じた場合、または当該契約に定めのない事項が生じたときは、その都度、委託会社と販売会社が協議のうえ、決定します。また、有効期間は当初1カ年とし、期間満了の3ヶ月前までに委託会社及び販売会社のいずれからも別段の意思表示のない時は、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

D 運用報告書の作成

委託会社は「投資信託及び投資法人に関する法律」の定めるところにより、每期決算後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、あらかじめ申出をうけた受益者の住所に販売会社より運用報告書の送付を行います。

E 信託の終了

委託会社は、次の場合においては、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

1. 信託契約を解約することが受益者に有利であると認めるとき
 2. やむを得ない事情が発生したとき
 3. 信託契約の一部を解約することにより、信託財産の純資産総額が10億円を下回ることとなったとき
- 委託会社は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる、知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、上記 項の信託契約の解約をしません。

委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記 項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記 項の一定の期間が1カ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

委託会社は、次の場合においては、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

1. 委託会社が解散したとき、または業務を廃止したとき
2. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき
3. 監督官庁から信託契約の解約の命令を受けたとき

委託会社は、前項により信託契約を解約するときは、上記 項の規定にしたがいます。ただし、前項第1号および第2号により解約するときは、上記 項ただし書きの適用はないものとします。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

分配金・償還金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金・償還金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。また、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(注) 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。)に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。

受益権の一部解約請求権

受益者は、受益権の一部解約を販売会社を通じて委託会社に請求することができます。

受益権均等分割

受益者は、所有する受益権の口数に応じて均等に当ファンドの受益権を保有します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

受益者集会

受益者集会は開催しません。したがってその議決権は存在しません。

第4【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期計算期間（平成20年9月23日から平成21年3月23日まで）及び、第7期計算期間（平成21年3月24日から平成21年9月24日まで）の財務諸表について、優成監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【為替参照ファンド2006-03】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第6期 (平成21年3月23日現在)	第7期 (平成21年9月24日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,124,691	863,379
社債券	90,444,258	85,421,556
未収利息	24,592	35,131
その他未収収益	16,742	-
流動資産合計	91,610,283	86,320,066
資産合計	91,610,283	86,320,066
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	593,700	296,850
未払受託者報酬	31,077	31,609
未払委託者報酬	310,834	315,878
流動負債合計	935,611	644,337
負債合計	935,611	644,337
純資産の部		
元本等		
元本	₁ 118,740,000	₁ 118,740,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	₂ 28,065,328	₂ 33,064,271
元本等合計	90,674,672	85,675,729
純資産合計	90,674,672	85,675,729
負債純資産合計	91,610,283	86,320,066

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第6期	第7期
	自平成20年9月23日 至平成21年3月23日	自平成21年3月24日 至平成21年9月24日
営業収益		
受取利息	938,718	651,745
有価証券売買等損益	8,244,038	5,022,702
その他収益	16,742	16,351
営業収益合計	7,288,578	4,354,606
営業費用		
受託者報酬	31,294	31,609
委託者報酬	313,005	315,878
営業費用合計	344,299	347,487
営業利益又は営業損失()	7,632,877	4,702,093
経常利益又は経常損失()	7,632,877	4,702,093
当期純利益又は当期純損失()	7,632,877	4,702,093
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	-	-
期首剰余金又は期首欠損金()	20,088,851	28,065,328
剰余金増加額又は欠損金減少額	250,100	-
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	250,100	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	593,700	296,850
期末剰余金又は期末欠損金()	28,065,328	33,064,271

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第6期		第7期	
	自 平成20年9月23日 至 平成21年3月23日		自 平成21年3月24日 至 平成21年9月24日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	社債券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(但し、売気配相場は使用しない)又は、価格情報会社の提示する価額で評価しております。		社債券 同左	
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 平成20年9月20日及びその翌日が休日のため、前計算期間末日を平成20年9月22日としております。また、平成21年3月20日及びその翌日並びにその翌々日が休日のため、当計算期間末日を平成21年3月23日としております。		計算期間末日の取扱い 平成21年3月20日及びその翌日並びにその翌々日が休日のため、前計算期間末日を平成21年3月23日としております。また、平成21年9月20日、その翌日及びその翌々日並びにその翌々々日が休日のため、当計算期間末日を平成21年9月24日としております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	第6期		第7期	
	(平成21年3月23日現在)		(平成21年9月24日現在)	
1. 1 信託財産に係る設定年月日、設定元本、期首元本及び元本残存率				
設定年月日	平成18年3月20日		平成18年3月20日	
設定元本額	124,740,000 円		124,740,000 円	
期首元本額	119,740,000 円		118,740,000 円	
元本残存率	95.19 %		95.19 %	
2. 2 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額				
元本の欠損	28,065,328 円		33,064,271 円	
3. 計算期間末日における受益権の総数	118,740,000 □		118,740,000 □	

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第6期 自 平成20年9月23日 至 平成21年3月23日			第7期 自 平成21年3月24日 至 平成21年9月24日		
1分配金の計算過程 計算期間末における分配対象金717,935円（1万口当たり60円）のうち、593,700円（1万口当たり50円）を分配金額としております。			1分配金の計算過程 計算期間末における分配対象金449,883円（1万口当たり37円）のうち、296,850円（1万口当たり25円）を分配金額としております。		
項目			項目		
配当等収益額	A	1,067,273 円	配当等収益額	A	797,370 円
経費	B	344,299 円	経費	B	347,487 円
差引配当等収益額	C=A-B	722,974 円	差引配当等収益額	C=A-B	449,883 円
当ファンドの期末残存口数	D	118,740,000 口	当ファンドの期末残存口数	D	118,740,000 口
当ファンドの期中平均残存受益権口数	E	119,573,333 口	当ファンドの期中平均残存受益権口数	E	118,740,000 口
分配可能額	F=C×D/E	717,935 円	分配可能額	F=C×D/E	449,883 円
1万口当たり分配可能額	G=F/D×10,000	60.46 円	1万口当たり分配可能額	G=F/D×10,000	37.88 円
1万口当たり分配額	H	50 円	1万口当たり分配額	H	25 円
収益分配金金額	I=H×D/10,000	593,700 円	収益分配金金額	I=H×D/10,000	296,850 円

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第6期 （平成21年3月23日現在）		第7期 （平成21年9月24日現在）	
	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
社債券	90,444,258 円	8,157,438 円	85,421,556 円	5,022,702 円
合計	90,444,258 円	8,157,438 円	85,421,556 円	5,022,702 円

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

第6期（平成21年3月23日現在）

該当事項はありません。

第7期（平成21年9月24日現在）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第6期（自 平成20年9月23日 至 平成21年3月23日）

該当事項はありません。

第7期（自 平成21年3月24日 至 平成21年9月24日）

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

第6期 (平成21年3月23日現在)		第7期 (平成21年9月24日現在)	
1口当たり純資産額	0.7636 円	1口当たり純資産額	0.7215 円
(1万口当たり純資産額	7,636 円)	(1万口当たり純資産額	7,215 円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
社債券	日本円	SGA債 2013/03/14	118,740,000	85,421,556	
合計			118,740,000	85,421,556	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成21年11月末日

資産総額	82,009,176 円
負債総額	125,847 円
純資産総額（ - ）	81,883,329 円
発行済数量	118,740,000 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.6896 円
（1万口当たりの純資産額	6,896 円）

第5【設定及び解約の実績】

当ファンドの設定日(平成18年3月20日)から第7期末(平成21年9月24日)までの販売及び一部解約の実績は次の通りです。

	設定口数	解約口数
第1期	124,740,000	-
第2期	-	-
第3期	-	3,000,000
第4期	-	1,000,000
第5期	-	1,000,000
第6期	-	1,000,000
第7期	-	-

(注) 上記数字は全て本邦内におけるものです。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

a 資本の額

本書提出日現在の資本金の額 4億円

会社が発行する株式総数 13,000株

発行済株式総数 8,000株

平成13年 9月 資本金を2,750百万円に増資

平成14年12月 資本金を400百万円に減資

b 委託会社等の機構

(1) 経営体制

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。取締役の選任は株主総会において、総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うものとします。

取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一とします。

取締役会はその決議をもって、取締役中より取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長、その他の役付取締役を選任することができます。また、取締役中より代表取締役1名以上を選任します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役の全員に事故があるとき、または欠員の場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たります。取締役会の招集通知は1週間前までにこれを発します。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができます。また、取締役および監査役の全員の同意があるときは、これを省略することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

(2) 運用体制

運用機構と概要

当社は、多様な運用スタイル、投資対象を有する商品を高い専門性を発揮して提供するため、「組織運用制」と「ファンドマネージャー制」を採用しています。

意思決定プロセス

A 運用部門が、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。

B 上記の分析結果をふまえ、運用部門において、運用の投資方針を策定します。

C ファンドマネージャーは、上記方針に基づく具体的な運用戦略や投資計画を作成し実際の投資行動を行います。

D 運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および投資行動のチェックは、運用部門から独立した業務部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。

運用体制は今後変更になる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成21年11月末日現在のファンド数は89本、純資産総額は290,948百万円です。

追加型株式投資信託 65本
単位型株式投資信託 24本

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表の用語、株式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下、「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期事業年度（自平成19年1月1日至平成19年12月31日）及び第18期事業年度（自平成20年1月1日至平成20年12月31日）の財務諸表並びに第19期中間会計期間（自平成21年1月1日至21年6月30日）の中間財務諸表について、あずさ監査法人により監査及び中間監査を受けております。

財務諸表

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第17期 (平成19年12月31日現在)	第18期 (平成20年12月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	710,398	1,677,352
未収委託者報酬	384,917	634,540
未収投資顧問料	173,013	-
未収運用受託報酬	-	316,391
未収投資助言報酬	-	24,696
未収収益	-	119,251
繰延税金資産	517,732	88,913
前払費用 * 2	13,282	23,367
立替金	7,807	29,844
未収還付法人税等	-	108,358
未収還付消費税等	-	44,158
その他流動資産	34,039	26,053
流動資産計	1,841,192	3,092,928
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備 * 1	12,379	124,013
工具器具備品 * 1	9,675	67,263
有形固定資産計	22,055	191,276
無形固定資産		
電話加入権	1,166	1,166
ソフトウェア	496	401
のれん	-	488,000
無形固定資産計	1,663	489,568
投資その他の資産		
長期差入保証金	55,561	229,414
投資有価証券	6,445	773
繰延税金資産	1,408,611	355,655
投資その他の資産計	1,470,617	585,842
固定資産計	1,494,336	1,266,687
資産合計	3,335,528	4,359,616

負債の部

流動負債

未払手数料	215,469	586,869
その他未払金 * 2	5,558	-
未払費用	81,534	105,551
関係会社未払金 * 2	-	26,894
未払法人税等	1,859,500	-
未払消費税等	1,216	-
預り金	26,067	44,213
賞与引当金	69,530	277,225
関係会社借入金 * 2	-	1,300,000
その他流動負債	1,685	85,318
流動負債計	2,260,562	2,426,073

固定負債

退職給付引当金	34,975	13,921
固定負債計	34,975	13,921

負債合計

負債合計	2,295,538	2,439,994
------	-----------	-----------

純資産の部

株主資本

資本金 * 3	400,000	400,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	41,006	1,057,867
資本剰余金計	41,006	1,057,867

利益剰余金

その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	599,734	461,754
利益剰余金計	599,734	461,754

株主資本計	1,040,740	1,919,621
-------	-----------	-----------

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	749	-
--------------	-----	---

評価・換算差額等合計	749	-
------------	-----	---

純資産合計	1,039,990	1,919,621
-------	-----------	-----------

負債・純資産合計	3,335,528	4,359,616
----------	-----------	-----------

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	第17期 (自 平成19年4月1日 至 平成19年12月31日)	第18期 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	1,223,062	1,798,129
投資顧問料	363,042	-
運用受託報酬	-	654,464
投資助言報酬	-	12,105
その他営業収益	19,640	234,429
営業収益計	1,605,745	2,699,129
営業費用		
支払手数料	348,598	725,063
公告費	-	6,331
広告宣伝費	8,767	2,403
受益証券発行費	62,870	35,905
調査費		
調査費	68,087	117,182
委託調査費	408,897	618,330
委託計算費	33,211	48,331
営業雑経費		
通信費	8,067	16,514
諸会費	547	-
協会費	-	1,830
その他	1,810	1,618
営業費用計	940,859	1,573,512
一般管理費		
給料		
役員報酬	45,150	60,940
役員賞与	12,818	-
給料・手当	214,169	546,600
賞与	22,985	17,153
賞与引当金繰入額	69,530	150,056
交際費	438	6,984
旅費交通費	7,217	39,358
租税公課	25,676	3,235
不動産賃借料	49,370	112,694

退職給付費用	6,567	19,243
固定資産減価償却費	5,383	23,081
のれん償却費	-	34,857
諸経費 * 1	83,362	243,857
一般管理費計	542,672	1,258,061
営業利益又は営業損失()	122,213	132,445
営業外収益		
受取利息	-	1,700
雑収入	8,432	21,682
営業外収益計	8,432	23,382
営業外費用		
支払利息 * 1	-	21,903
支払保証料	62	150
投資有価証券売却損	-	4,294
投資有価証券評価損	9,805	1,226
為替差損	310	42,385
雑損失	7,444	3,078
営業外費用計	17,622	73,038
経常利益又は経常損失()	113,024	182,101
特別利益		
退職給付引当金戻入益	714	12,706
その他特別利益	72	-
特別利益計	786	12,706
特別損失		
固定資産除却損 * 3	26,270	10,487
本社移転関連費用	17,085	61,627
組織改編関連費用	-	161,104
退職給付制度間の移行に伴う損失	-	44,881
特別損失計	43,355	278,101
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	70,455	447,497
法人税、住民税及び事業税 * 2	1,858,446	1,205
法人税等調整額	1,831,102	1,481,774
法人税等合計	27,342	1,482,980
当期純利益又は当期純損失()	43,112	1,930,477

(3)【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第17期 (自 平成19年4月1日 至 平成19年12月31日)	第18期 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	400,000	400,000
当期末残高	400,000	400,000
資本剰余金		
その他資本剰余金		
前期末残高	41,006	41,006
当期変動額		
企業結合による増加	-	1,016,861
当期末残高	41,006	1,057,867
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	556,622	599,734
当期変動額		
企業結合による増加	-	1,792,497
当期純利益又は当期純損失()	43,112	1,930,477
当期変動額合計	43,112	137,979
当期末残高	599,734	461,754
株主資本合計		
前期末残高	997,628	1,040,740
当期変動額		
企業結合による増加	-	2,809,358
当期純利益又は当期純損失()	43,112	1,930,477
当期変動額合計	43,112	878,881
当期末残高	1,040,740	1,919,621
評価・換算差額等		
株式等評価差額金		
前期末残高	489	749
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	260	749
当期末残高	749	-
純資産合計		
前期末残高	997,139	1,039,990
当期変動額		
企業結合による増加	-	2,809,358
当期純利益又は当期純損失()	43,112	1,930,477
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	260	749
当期変動額合計	42,852	879,630
当期末残高	1,039,990	1,919,621

重要な会計方針

期別 科目	第17期 自 平成19年 4月 1日 至 平成19年12月31日	第18期 自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	<p>(1) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく 時価法（評価差額は全部純資産 直入法により処理し、売却原価 は移動平均法により算定）を採 用しております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法を採 用しております。</p>	<p>(1) その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p>
2. 固定資産の減価償却 の方法	<p>(1) 有形固定資産 平成19年 3月31日以前に取得 したもの 旧定率法によっております。 平成19年 4月 1日以降に取得 したもの 定率法によっております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次の通り です</p> <p>建物附属設備 10年～15年 工具器具備品 4年～20年</p> <p>（会計方針の変更） 法人税法の改正（「所得税法等の 一部を改正する法律」平成19年 3月 30日法律第 6号及び「法人税法施行 令の一部を改正する政令」平成19年 3月30日政令第83号）に伴い、平成 19年 4月 1日以降に取得した有形固 定資産の減価償却の方法は、改正後 の同法に定める「定率法」によっ ております。これによる財務諸表に与 える影響額は軽微であります。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p>

科目	期別 第17期 自 平成19年4月1日 至 平成19年12月31日	第18期 自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日
3. 引当金の計上基準	<p>(追加情報)</p> <p>なお、平成19年3月31日以前に取得したのものについては、従来の償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。これによる財務諸表に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。</p> <p>(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金について、当期末における退職給付債務に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております（簡便法）。</p>	<p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>また、のれんについては、5年間の期間均等償却しております。</p> <p>(1) 賞与引当金 同左</p> <p>(2) 退職給付引当金 同左</p> <p>(追加情報)</p> <p>当社は平成20年10月1日に退職給付制度を改正し、確定給付型制度から確定給付型制度（キャッシュプラン）及び確定拠出型制度へ移行しました。この移行に伴い「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用しております。新制度への移行に伴う過去勤務債務は発生していません。本移行に際し支払われた金額と旧制度終了時における退職給付引当金の差額44,881千円は特別損失に「退職給付制度間の移行に伴う損失」として計上しております。</p>

期別 科目	第17期 自 平成19年4月1日 至 平成19年12月31日	第18期 自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日
4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年1月1日以前に開始する事業年度に属するもの及び個々のリース資産で重要性が乏しいと認められるものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
5. その他財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左
6. 決算日の変更に関する事項	平成19年10月26日開催の臨時株主総会において定款の一部変更が決議され、決算期を3月31日から12月31日に変更いたしました。そのため、移行期である当事業年度は平成19年4月1日から12月31日までの9ヶ月間となっております。	

会計方針の変更

第17期 自 平成19年4月1日 至 平成19年12月31日	第18期 自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日
	<p>（リース取引に関する会計基準）</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当会計期間より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借契約に係る方法に準じた会計処理を適用しております。なお、これによる影響額は軽微であります。</p>

表示方法の変更

<p style="text-align: center;">第17期 自 平成19年4月1日 至 平成19年12月31日</p>	<p style="text-align: center;">第18期 自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日</p>
	<p>平成19年12月19日に「投資運用業等統一経理基準（旧 投資顧問業統一経理基準の制定について）」が改定されたことに伴い、区分表示をより明瞭にするため、以下の表示方法の変更を行っております。</p> <p>（貸借対照表） 前事業年度において「未収投資顧問料」として表示しておりました投資一任契約の運用受託報酬および投資顧問（助言）契約の投資助言報酬は、当事業年度においては「未収運用受託報酬」および「未収投資助言報酬」として区分して表示しております。</p> <p>なお、前事業年度における「未収運用受託報酬」は173,013千円であり、「未収投資助言報酬」は、該当ございません。</p> <p>（損益計算書） 前事業年度において「投資顧問料」として表示しておりました投資一任契約の運用受託報酬および投資顧問（助言）契約の投資助言報酬は、当事業年度においては「運用受託報酬」および「投資助言報酬」として区分して表示しております。</p> <p>なお、前事業年度における「運用受託報酬」は363,042千円であり、「投資助言報酬」は該当ございません。</p>

注記事項

（貸借対照表関係）

第17期 (平成19年12月31日現在)	第18期 (平成20年12月31日現在)
* 1 有形固定資産の減価償却累計額	* 1 有形固定資産の減価償却累計額
建物附属設備 202千円	建物附属設備 8,201千円
工具器具備品 6,324	工具器具備品 35,487
* 2 関係会社に対する資産及び負債	* 2 関係会社に対する資産及び負債
前払費用 7,775千円	関係会社借入金 1,300,000千円
その他未払金 609	関係会社未払金 26,894
* 3 授権株式数及び発行済株式総数	* 3 授権株式数及び発行済株式総数
授権株式数 普通株式 13,000株	同左
発行済株式総数 普通株式 8,000株	

注記事項

（損益計算書関係）

第17期 自平成19年4月1日 至平成19年12月31日	第18期 自平成20年1月1日 至平成20年12月31日
* 1 関係会社との取引 金額の重要性が乏しいため、記載を省略して おります。	* 1 関係会社との取引
* 2 法人税等 法人税等1,858,446千円のうち法人税は 1,271,140千円、住民税は267,138千円、事業税 は320,167千円であります。	* 2 法人税等 法人税等1,205千円は住民税であります。
* 3 固定資産除却損 内訳は次の通りであります。	* 3 固定資産除却損 内訳は次の通りであります。
建物附属設備 18,971千円	建物附属設備 6,365千円
工具器具備品 7,329	工具器具備品 3,985
	無形固定資産 136

（株主資本等変動計算書関係）

1. 発行済株式に関する事項

第17期（自平成19年4月1日至平成19年12月31日）

株式の種類	前事業年度末株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式	8,000株	-	-	8,000株

第18期（自平成20年1月1日至平成20年12月31日）

株式の種類	前事業年度末株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式	8,000株	-	-	8,000株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第17期 自 平成19年4月1日 至 平成19年12月31日	第18期 自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	同左
重要性が乏しいため、記載を省略しております。	

(有価証券関係)

1. その他有価証券で時価のあるもの

第17期(自 平成19年4月1日 至 平成19年12月31日)

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	-	-	-
	小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	2,000	1,250	749
	小計	2,000	1,250	749
合計		2,000	1,250	749

第18期(自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	-	-	-
	小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	2,000	773	1,226
	小計	2,000	773	1,226
合計		2,000	773	1,226

投資有価証券は、時価が著しく低下したことにより、1,226千円の減損処理をしております。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

第17期(自平成19年4月1日至平成19年12月31日)

売却損益の合計額の金額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

第18期(自平成20年1月1日至平成20年12月31日)

売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
90,000	-	4,294

3. 投資有価証券のうち非上場有価株式の内容

第17期(自平成19年4月1日至平成19年12月31日)

	貸借対照表計上額(千円)
その他有価証券 非上場株式	5,195

投資有価証券のうち、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したと認められる有価証券について、9,805千円の減損処理をしております。

第18期(自平成20年1月1日至平成20年12月31日)

(退職給付関係)

第17期 自 平成19年4月1日 至 平成19年12月31日	第18期 自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日																
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">34,975千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">退職給付引当金</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">34,975千円</td> </tr> </table> <p>(注) 当社は小規模企業等に該当するため、退職給付会計基準の適用に当たり、簡便法を採用しております。</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">勤務費用</td> <td style="text-align: right;">6,567千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">退職給付費用</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">6,567千円</td> </tr> </table> <p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 該当事項はありません。</p>	退職給付債務	34,975千円	退職給付引当金	34,975千円	勤務費用	6,567千円	退職給付費用	6,567千円	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は平成20年10月1日に従来の確定給付型の制度として退職一時金制度から確定給付型(キャッシュバランスプラン)および確定拠出年金制度に移行しております。なお、この移行に伴い、旧制度に基づき会社都合で算出した退職金を全額支給しております。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">13,921千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">退職給付引当金</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">13,921千円</td> </tr> </table> <p>(注) 当社は小規模企業等に該当するため、退職給付会計基準の適用に当たり、簡便法を採用しております。</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">勤務費用</td> <td style="text-align: right;">19,243千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">退職給付費用</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">19,243千円</td> </tr> </table> <p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 該当事項はありません。</p>	退職給付債務	13,921千円	退職給付引当金	13,921千円	勤務費用	19,243千円	退職給付費用	19,243千円
退職給付債務	34,975千円																
退職給付引当金	34,975千円																
勤務費用	6,567千円																
退職給付費用	6,567千円																
退職給付債務	13,921千円																
退職給付引当金	13,921千円																
勤務費用	19,243千円																
退職給付費用	19,243千円																

（税効果会計関係）

第17期 自 平成19年4月1日 至 平成19年12月31日	第18期 自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産 千円	繰延税金資産 千円
税務上の営業権計上額 1,742,974	税務上の営業権計上額 1,394,379
未払事業税 137,929	繰越欠損金 552,440
賞与引当金損金不算入額 28,279	賞与引当金損金不算入額 112,802
退職給付引当金損金不算入額 14,231	組織改編関連費用損金不算入額 34,716
その他 2,928	未払費用損金不算入 22,273
繰延税金資産合計 1,926,343	退職給付引当金損金不算入額 5,664
繰延税金負債合計 -	その他 1,880
繰延税金資産の純額 1,926,343	繰延税金資産小計 2,124,157
	評価性引当額 1,671,008
	繰延税金資産合計 453,148
	繰延税金負債
	未収事業税 8,580
	繰延税金資産の純額 444,568
当社は連結納税制度を採用しているフォルティス・インベストメンツ・ジャパン・ホールディング株式会社の完全子会社となったため、第18期事業年度より連結納税へ加入しております。これにより、加入直前事業年度に当たる当期末において、税務上、営業権4,283,545千円を加算調整しております。	
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳
(%)	(%)
法定実効税率 40.7	法定実効税率 40.7
(調整)	(調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目 7.7	評価性引当額の変動 367.1
評価性引当額の変動 16.0	交際費等永久に損金に算入されない項目 2.5
住民税均等割 5.7	住民税均等割 0.3
その他 0.7	その他 2.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率 38.8	税効果会計適用後の法人税等の負担率 331.3

（関連当事者との取引）

第17期（自平成19年4月1日至平成19年12月31日）

1.平成19年4月1日から平成19年10月31日までの期間における関連当事者との取引状況

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	コメルツバンクAG (注1)	フランクフルト市 ドイツ	千ユーロ 1,708,000	銀行業	被所有 間接 100%	兼任1名	なし	預金 (注2)	千円 -	-	千円 -
								不動産賃借料の支払 (注3)	千円 1,211	-	千円 -
								保証料の支払 (注4)	千円 62	-	千円 -
								保証債務 (被保証) (注4)	千円 25,000	-	千円 -

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記金額は主にコメルツ銀行東京支店との間の取引であります。

(注2) 預金残高に関しては円口座、ドル口座がありますが、いずれも当座預金でそれに係る利息は発生しておりません。

(注3) 賃借料は、実勢価格によっております。

(注4) 支払保証委託契約を交わしており、年一度の契約更新とともに支払保証料の決済を行っております。

(注5) 上記取引金額は、関連当事者に該当した平成19年4月1日から平成19年10月31日までの期間のものであります。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	コムインベスト・アセット・マネジメント GmbH	フランクフルト市 ドイツ	千ユーロ 36,100	ファンド資産の投信運用 資産運用業	-	なし	情報提供 契約 投資顧問 契約	情報提供料の受取 (注1)	千円 4,511	-	千円 -
								投資顧問報酬の支払 (注2)	千円 8,468	-	千円 -
親会社の子会社	ADIG インベストメント・ルクセンブルグ S.A.	ルクセンブルグ市 ルクセンブルグ	千ユーロ 13,000	ファンド資産の運用・ 管理業	-	なし	投資顧問契約	投資顧問報酬の受取 (注4)	千円 4,307	-	千円 -

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 情報提供料の受取については、契約に基づき、運用対象資産の評価額に一定比率を乗じて決定しております。

(注2) 投資顧問報酬の支払については、契約に基づき、受領した報酬額に一定比率を乗じて決定しております。

(注3) 情報提供料の受取については、契約に基づき、情報提供先で得られた収入に一定比率を乗じて決定しております。

(注4) 投資顧問報酬の受取については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(注5) 上記取引金額は、関連当事者に該当した平成19年4月1日から平成19年10月31日までの期間の

ものであります。

2. 平成19年11月1日から平成19年12月31日までの期間における関連当事者との取引状況

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	フォルティス・インベストメンツ・ジャパン・ホールディング株式会社	東京都千代田区	千円 200,000	純粋持株会社	被所有直接 100%	兼任2名	グループ管理会社	不動産賃借料の支払（注1）	千円 13,466	前払費用	千円 7,775
										その他未払金	千円 609
								リース料等の支払（注1）	千円 17,605	-	千円 -
								社員の出向者受け入れ	千円 4,582	-	千円 -

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

（注2）上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

（注3）上記取引金額は、関連当事者に該当した平成19年11月1日から平成19年12月31日までの期間のものであります。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	フォルティス・インベストメンツ・マネジメント・ジャパン株式会社	東京都千代田区	千円 449,000	投資顧問会社	-	なし	投資顧問契約	投資顧問報酬の支払（注1）	千円 1,710	その他未払金	千円 3,736

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

（注2）上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

（注3）上記取引金額は、関連当事者に該当した平成19年11月1日から平成19年12月31日までの期間のものであります。

第18期（自平成20年1月1日至平成20年12月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	フォルティス・インベストメンツ・マネジメントエス・イー	ブリュッセル ベルギー	千ユーロ 180,000	持株会社	被所有 直接 100%	兼任1名	グループ 管理会社	マネージメントサービス	千円 24,213	関係会社未払金	千円 24,213
親会社	フォルティス銀行東京支店	東京都 港区	千香港ドル 9,374,878	銀行業	-	なし	資金の借入	資金の借入 支払利息	千円 21,903	関係会社借入金 関係会社未払金	千円 1,300,000 2,681

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

(注2) 上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	エービーエヌ・アムロアセットマネジメントアジア	香港 中国	千ユーロ 900,000	資産運用業	-	兼任1名	その他情報提供サービス	その他営業 収益 委託調査費	千円 33,334 5,676 (注4)	未収収益 未払費用	千円 43,467 9,983
親会社の子会社	フォルティス・インベストメンツ・マネジメントルクセンブルク	ルクセンブルグ市 ルクセンブルク	千ユーロ 1,308	資産運用業	-	なし	投資一任契約	運用受託報酬	千円 169,822	未収運用受託報酬	千円 61,759
親会社の子会社	フォルティス・インベストメンツ・マネジメントネザール	アムステルダム オランダ	千ユーロ 1,454	資産運用業	-	なし	投資助言契約	その他営業 収益 委託調査費	千円 73,800 9,352	未収収益 未払費用	千円 111,429 9,352

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

(注2) 上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

(注3) 上記の表以外の取引は金額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(注4) 上記取引金額は、関連当事者に該当した平成20年8月1日から平成20年12月31日までの期間のものであります。

（企業結合等関係）

<p style="text-align: center;">第17期 自 平成19年4月1日 至 平成19年12月31日</p>	<p style="text-align: center;">第18期 自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日</p>
	<p>（共通支配下の取引等）</p> <p>フォルティス・アセットマネジメント株式会社とフォルティス・インベストメンツ・ジャパン株式会社の合併</p> <p>フォルティス・アセットマネジメント株式会社とフォルティス・インベストメンツ・ジャパン株式会社は平成20年8月8日付で合併契約を締結し、平成20年8月8日に開催した臨時株主総会の承認をもって、平成20年10月1日に合併いたしました。</p> <p>(1) 企業結合の概要</p> <p>1) 結合当時企業又は対象となった事業の名称及びその事業内容</p> <p>結合企業： 名称：フォルティス・アセットマネジメント株式会社 投資顧問業務 証券投資信託委託業者としての業務 資産の管理及び運用に関する情報提供・コンサルタント業務</p> <p>被結合企業： フォルティス・インベストメンツ・ジャパン株式会社 投資顧問業務 資産の管理及び運用に関する情報提供・コンサルタント業務</p> <p>2) 企業結合の法的形式 フォルティス・アセットマネジメント株式会社を存続会社とする吸収合併</p> <p>3) 企業結合後の名称 フォルティス・アセットマネジメント株式会社</p>

<p style="text-align: center;">第17期 自 平成19年4月1日 至 平成19年12月31日</p>	<p style="text-align: center;">第18期 自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日</p>
	<p>4) 取引の概要</p> <p>本合併は、事業基盤を強化する経営方針の下、フォルティスグループの日本における事業展開を更に加速するため、財務体質の強化を図ることを目的として、フォルティス・アセットマネジメント株式会社を存続会社とする吸収合併を行っております。なお、合併による新株式の発行及び資本金の増加はありません。</p> <p>(2) 実施した会計処理の概要</p> <p>本合併は、「企業結合に係わる会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する運用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成18年12月22日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。</p> <p>(パーチェス法関係)</p> <p>フォルティス・アセットマネジメント株式会社へのエービーエヌ・アムロ証券投資顧問株式会社からの事業譲受</p> <p>(1) 企業結合の概要（事業譲受）</p> <p>1) 取得した事業の内容</p> <p>投資助言・代理業務、投資運用業務、関係会社が行う為替オーバーレイ業務にかかる委託業務</p> <p>2) 企業結合を行った理由</p> <p>日本における経営の効率化、合理化を進めるため、フォルティス・アセットマネジメント株式会社に事業を譲渡することにより、グループ内における事業の経営資源を集約して、よりいっそうの収益力の向上と事業基盤の強化を図るものであります。</p> <p>3) 企業結合の日</p> <p>平成20年8月31日</p> <p>4) 企業結合の法的形式</p> <p>事業譲受</p>

第17期 自 平成19年4月1日 至 平成19年12月31日	第18期 自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日
	(2) 財務諸表に含まれている取得した事業の期間 平成20年9月1日から平成20年12月31日 (3) 取得した事業の取得原価及びその内訳 取得原価：522,857千円 (4) 発生したのれんの金額等 のれん：522,857千円 発生原因： 今後の事業貢献により期待される超過収益額 償却方法及び償却期間： 5年間の定額法により償却しております。

(1株当たり情報)

第17期 自 平成19年4月1日 至 平成19年12月31日	第18期 自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日
1株当たり純資産額 129,998.85円 1株当たり当期純利益 5,389.07円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 については、潜在株式が存在しないため記載して おりません。	1株当たり純資産額 239,952.71円 1株当たり当期純損失 241,309.63円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 については、潜在株式が存在しないため記載して おりません。

(注) 1株当たり当期純利益金額、当期純損失金額の算定の基礎は、以下のとおりであります。

	第17期 自 平成19年4月1日 至 平成19年12月31日	第18期 自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日
当期純利益(千円)	43,112	1,930,477
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	43,112	1,930,477
期中平均株式数	8,000	8,000

(重要な後発事象)

<p style="text-align: center;">第17期 自 平成19年4月1日 至 平成19年12月31日</p>	<p style="text-align: center;">第18期 自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日</p>
<p>当社は、平成20年2月末の法人税等に係る予定納付資金として、平成20年2月22日に開催された取締役会の決議に基づき、以下の資金借入を実行しております。</p> <p>借入先 フォルティス銀行東京支店 借入金額 13億円 信用供与額 20億円 借入条件 金利：3ヵ月 円LIBOR + 0.75% 担保：無担保 借入実行日 平成20年2月28日 返済期限 平成21年2月27日</p>	

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間末 (平成21年6月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金・預金	1,166,639
未収委託者報酬	360,773
未収運用受託報酬	202,098
未収投資助言報酬	47,787
未収収益	242,068
繰延税金資産	98,074
前払費用	27,861
立替金	26,358
その他流動資産	29,628
流動資産計	2,201,289
固定資産	
有形固定資産	
建物附属設備 * 1	110,322
器具備品 * 1	52,471
有形固定資産計	162,793
無形固定資産	
電話加入権	1,166
ソフトウェア * 1	319
のれん	435,714
無形固定資産計	437,201
投資その他の資産	
長期差入保証金	228,382
投資有価証券	1,092
繰延税金資産	346,457
投資その他の資産計	575,931
固定資産計	1,175,926
資産合計	3,377,216
負債の部	
流動負債	
未払手数料	250,095
未払費用	142,510
関係会社未払金 * 2	46,416
未払法人税等	4,710
未払消費税等 * 3	8,700
預り金	51,427
賞与引当金	106,828
関係会社借入金 * 2	900,000
その他流動負債	13,485
流動負債計	1,524,175
固定負債	
退職給付引当金	39,558

固定負債計	39,558
負債合計	1,563,734
純資産の部	
株主資本	
資本金	400,000
資本剰余金	
その他資本剰余金	1,057,867
資本剰余金計	1,057,867
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	355,559
利益剰余金計	355,559
株主資本計	1,813,426
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	55
評価・換算差額等合計	55
純資産合計	1,813,482
負債・純資産合計	3,377,216

(2) 中間損益計算書

(単位:千円)

当中間会計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年6月30日)	
営業収益	
委託者報酬	711,210
運用受託報酬	467,392
投資助言報酬	22,949
その他営業収益	306,107
営業収益計	1,507,660
営業費用	742,289
一般管理費 * 1, * 2	946,807
営業損失()	181,436
営業外収益	40,630
営業外費用 * 2	10,254
経常損失()	151,060
特別利益 * 3	46,010
税引前中間純損失()	105,050
法人税、住民税及び事業税 * 4	1,145
中間純損失()	106,195

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年6月30日)
株主資本	
資本金	
前期末残高	400,000
当中間会計期間末残高	400,000
資本剰余金	
その他資本剰余金	
前期末残高	1,057,867
当中間会計期間末残高	1,057,867
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	461,754
当中間会計期間変動額	
中間純損失()	106,195
当中間会計期間変動額合計	106,195
当中間会計期間末残高	355,559
株主資本合計	
前期末残高	1,919,621
当中間会計期間変動額	
中間純損失()	106,195
当中間会計期間変動額合計	106,195
当中間会計期間末残高	1,813,426
評価・換算差額等	
株式等評価差額金	
前期末残高	-
当中間会計期間変動額	
株主資本以外の項目の当中間会計期間変動額(純額)	55
当中間会計期間末残高	55
純資産合計	
前期末残高	1,919,621
当中間会計期間変動額	
中間純損失()	106,195
株主資本以外の項目の当中間会計期間変動額(純額)	55
当中間会計期間変動額合計	106,139
当中間会計期間末残高	1,813,482

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	当中間会計期間 自 平成21年 1月 1日 至 平成21年 6月30日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>
2．固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法（平成19年3月31日以前に取得したものは旧定率法）により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物附属設備 10年～15年 器具備品 4年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。 また、のれんについては、5年間の期間均等償却にしております。</p>
3．引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支出に充てるため、支払見込額のうち当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金について、当中間会計期間末における退職給付債務に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております（簡便法）。</p>
4．リース取引の処理方法	<p>所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年1月1日以前に開始する事業年度に属するもの及び個々のリース資産で重要性が乏しいと認められるものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>
5．その他中間財務諸表作成のための重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

注記事項

（中間貸借対照表関係）

項目	当中間会計期間末 （平成21年6月30日現在）
* 1 固定資産の減価償却累計額	有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 21,893千円 器具備品 51,040千円 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 2,880千円
* 2 関係会社への債権債務	未払金 46,416千円 短期借入金 900,000千円
* 3 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の未払消費税等として表示しております。

（中間損益計算書関係）

項目	当中間会計期間 自平成21年1月1日 至平成21年6月30日
* 1 減価償却実施額	有形固定資産 29,244千円 無形固定資産 81千円
* 2 関係会社との取引	諸経費 29,655千円 支払利息 10,041千円
* 3 特別利益の主要項目	過年度組織改編関連費用修正益 46,010千円
* 4 法人税、住民税及び事業税	法人税、住民税及び事業税1,145千円は全額住民税均等割額であります。

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自平成21年1月1日至平成21年6月30日)

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	8,000	-	-	8,000

2.自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3.新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4.配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当中間会計期間 自平成21年1月1日 至平成21年6月30日	
1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 重要性が乏しいため、記載を省略しております。	
2.オペレーティング・リース取引	
未経過リース料	
1年以内	171,632千円
1年超	647,911千円
合計	819,544千円

(有価証券関係)

当中間会計期間末(平成21年6月30日現在)

時価のある有価証券

種類	取得原価 (千円)	中間貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
その他有価証券 その他	1,000	1,092	92

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間 自平成21年1月1日 至平成21年6月30日	
該当事項はありません。	

(持分法損益等関係)

当中間会計期間 自 平成21年1月1日 至 平成21年6月30日
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

当中間会計期間 自 平成21年1月1日 至 平成21年6月30日	
1株当たり純資産額	226,685円25銭
1株当たり中間純損失	13,274円39銭
(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純損失金額については、潜在株式を発行していないため記載しておりません。	
2. 1株当たり中間純損失金額の算定の基礎は、以下のとおりであります。	
中間純損失	106,195千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純損失	106,195千円
期中平均株式数	8,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要であります。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。

委託会社の営業年度は、毎年1月1日から12月31日までとし、営業年度末に決算を行いません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

「受託会社」

(a) 名称	(b) 資本金の額	(c) 事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

平成21年3月末現在

再委任先：

(a) 名称	(b) 資本金の額	(c) 事業の内容
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	10,000百万円	信託業法に基づき信託業務を営んでいます。

平成21年3月末日現在

「販売会社」

(a) 名称	(b) 資本金の額	(c) 事業の内容
株式会社鹿児島銀行	18,130百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

平成21年3月末現在

2【関係業務の概要】

「受託会社」

ファンドの受託会社として信託財産に属する有価証券等の保管、管理を行います。

「販売会社」

当ファンドの販売会社として受益権の募集販売の取扱い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金・収益分配金・償還金に関する事務等を行います。

3【資本関係】

該当事項ありません。

第3【参考情報】

当計算期間において提出された、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項に掲げる書類は以下の通りです。

平成21年6月19日 有価証券報告書（第6期）

独立監査人の監査報告書

平成21年5月8日

フォルティス・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

優成監査法人

指定社員 公認会計士 加藤 善孝
業務執行社員指定社員 公認会計士 宮崎 哲
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている為替参照ファンド2006-03の平成20年9月23日から平成21年3月23日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、為替参照ファンド2006-03の平成21年3月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

フォルティス・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 2. 前期の財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年3月28日

フォルティス・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 野島 浩一郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているフォルティス・アセットマネジメント株式会社（旧社名：コムルツ投信投信顧問株式会社）の平成19年4月1日から平成19年12月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フォルティス・アセットマネジメント株式会社の平成19年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されている通り、会社は平成20年2月28日にフォルティス銀行東京支店より13億円の資金借入を実行した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年11月20日

フォルティス・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

優成監査法人

指定社員 公認会計士 加藤 善孝
業務執行社員指定社員 公認会計士 宮崎 哲
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている為替参照ファンド2006 - 03の平成21年3月24日から平成21年9月24日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、為替参照ファンド2006 - 03の平成21年9月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

フォルティス・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2 . 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年 3月27日

フォルティス・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 野島 浩一郎
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているフォルティス・アセットマネジメント株式会社の平成20年1月1日から平成20年12月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フォルティス・アセットマネジメント株式会社の平成20年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成21年9月24日

フォルティス・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 野島 浩一郎
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているフォルティス・アセットマネジメント株式会社の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの第19期事業年度の中間会計期間（平成21年1月1日から平成21年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、フォルティス・アセットマネジメント株式会社の平成21年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年1月1日から平成21年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。